

愛西市第9期介護保険事業計画・高齢者福祉計画の概要

1 計画策定の背景と趣旨

(1) 計画策定の背景

- ▶我が国では、諸外国に類を見ないスピードで高齢化が進展し、2022（令和4）年10月1日現在、総務省統計局によると、我が国の総人口は1億2,494万7千人と12年連続で減少している一方で、高齢者数（65歳以上人口）は3,623万6千人、高齢化率（総人口に占める高齢者の割合）は29.0%で過去最高となりました。
- ▶今後も、我が国の高齢者数は増加を続けることが見込まれており、2025（令和7）年には団塊世代が75歳以上を迎えることとなります。
- ▶2040（令和22）年には団塊ジュニア世代が65歳を迎え、ひとり暮らし高齢者や認知症高齢者の増加等も見込まれ、介護ニーズがさらに増加・多様化することが想定される中で、サービスの基盤や、それを支える人的基盤の整備を進めていく必要があります。

(2) 計画策定の趣旨

- ▶こうした状況は本市においても例外ではなく、2022（令和4）年10月1日現在の高齢者人口は61,662人、高齢化率は31.5%となっており、市民の約3人に1人が高齢者です。
- ▶本市では、制度の持続可能性を維持しながら、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、自身の能力に応じ自立した日常生活を営むために、限りある社会資源を効率的かつ効果的に活用しながら、介護サービスの確保のみに留まらず、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制（以下、「地域包括ケアシステム」といいます）を地域の実情に応じて深化・推進してきました。
- ▶しかし、高齢化の進展や人口の減少に伴い、増加・多様化する介護ニーズ、高齢者のみ世帯の増加、地域のつながりの希薄化、認知症高齢者の増加、介護人材の不足、8050問題をはじめとする複合的・複雑化した課題を抱える世帯の増加など、高齢者を巡っては、さまざまな問題が生じています。

- ▶本計画は、これらの現状を踏まえ、2040（令和22）年を見据えた中長期的な視点に立った高齢者保健福祉施策を定めるとともに、適正な介護保険給付を実施するための介護保険事業の指針を定めるものです。
- ▶本市においては、「地域包括ケアシステム」のさらなる推進、施策の充実を図るとともに、2025（令和7）年、2040（令和22）年を見据えた中長期的な介護予防や生活支援の取組を進めるための指針として2021（令和3）年度から2023（令和5）年度を期間とする「愛西市第8期介護保険事業計画・高齢者福祉計画」を推進してきました。
- ▶本年度をもって、期間が終了することから、新たに「愛西市第9期介護保険事業計画・高齢者福祉計画」を策定します。

2 計画の性格と期間

(1) 計画の法的根拠

- ▶本計画は、老人福祉法第20条の8第1項の規定に基づく「市町村老人福祉計画」と介護保険法第117条の規定に基づく「市町村介護保険事業計画」を一体化した計画です。

〈老人福祉計画〉

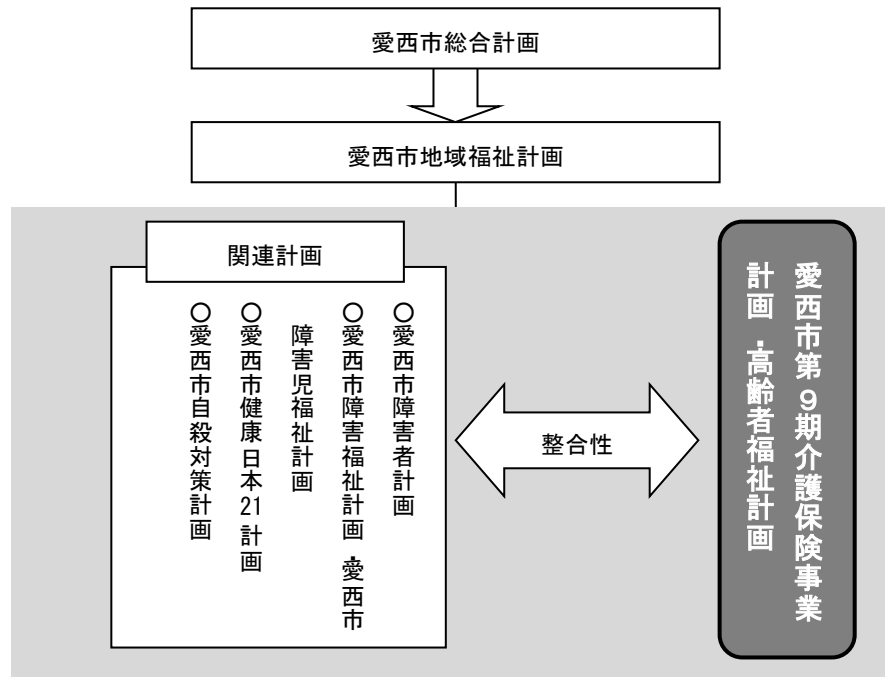
老人福祉法第20条の8の規定に基づく「市町村老人福祉計画」は、老人居宅生活支援事業や老人福祉施設による事業に関する目標量とその確保方策について定める計画です。また、この計画は介護保険事業計画と一体的に策定することとされています。

〈介護保険事業計画〉

介護保険法第117条の規定に基づく「市町村介護保険事業計画」は、介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画です。介護保険サービスや地域支援事業の量の見込みや確保方策について定めるとともに、要介護状態にならないための予防や改善に向けた取組などについて記載し、3年を1期とします。また、この計画は老人福祉計画と一体的に策定することとされています。

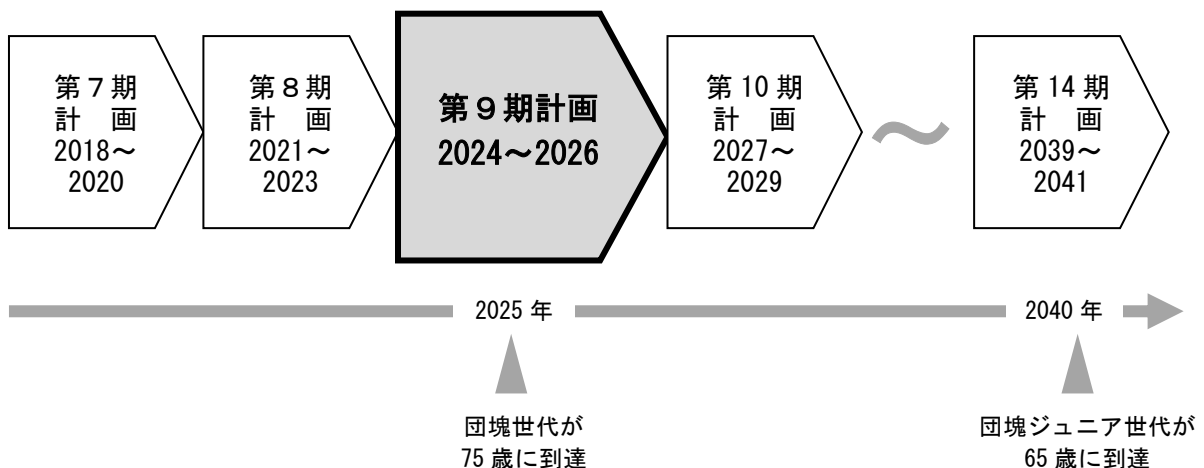
(2) 計画の位置付け

- ▶本計画は「愛西市総合計画」に基づいた計画であり、「愛西市地域福祉計画」を上位計画として、「愛西市障害福祉計画・愛西市障害児福祉計画」、「愛西市障害者計画」、「愛西市健康日本21計画」などの関連計画と整合性を図りながら策定します。



(3) 計画期間

- ▶本計画の対象期間は2024（令和6）年度から2026（令和8）年度までの3年間です。
- ▶計画期間中には団塊世代全員が75歳以上になる2025（令和7）年を迎えます。
- ▶団塊ジュニア世代が65歳になる2040（令和22）年を見据えた長期的な視点をもって策定を進めます。



3 計画の策定方法

(1) 策定体制

- ▶幅広い関係者の参画による地域の特性に応じた事業が展開できるよう、保健・医療・福祉関係者、被保険者（住民）代表、有識者、行政機関による「愛西市第9期介護保険事業計画・高齢者福祉計画策定委員会」を設置し、高齢者施策全般に対して検討を重ねていきます。
- ▶また、行政内の職員等で組織された専門部会を設け、協議・検討を行います。

(2) ニーズ等の把握

- ▶計画の策定に先立ち、高齢者の健康状態や生活習慣、介護保険サービス、保健福祉サービスの利用状況やニーズ等を把握することを目的にアンケート調査を実施しました。

〈アンケート調査の概要〉

区 分	①介護予防・日常生活圏域ニーズ調査	②在宅介護実態調査	③介護保険事業者調査	④介護支援専門員調査
調査対象者	令和5年1月現在、一般高齢者（要介護認定を受けていない65歳以上の方）、要支援認定者、介護予防・日常生活支援総合事業対象者	令和5年1月現在、65歳以上の要介護認定者及びその主な介護者	本市及び近隣の要支援・要介護サービスを提供している事業者	本市及び近隣の介護支援専門員
抽出方法	無作為抽出			
調査票の配布・回収	郵送による配布・回収			
調査期間	令和5年1月20日～2月6日			
配布数	3,000	1,000	100	100
回収数	2,182	564	63	77
有効回答数	2,180	523	63	77
有効回答率	72.7%	52.3%	63.0%	77.0%

(3) パブリックコメントの実施

- ▶本計画の策定に当たっては、広く市民の意見を徴収し、計画に反映していくためにパブリックコメントを実施します。

4 圏域の設定

- ▶市町村は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案し、高齢化のピーク時までには目指すべき地域包括ケアシステムを構築する区域を設定しなければなりません。
- ▶本市においては、佐屋地区、立田地区、八開地区、佐織地区の4圏域が設定されています。

5 愛西市第8期介護保険事業計画・高齢者福祉計画の概要

(1) 第8期介護保険事業計画の基本指針の概要

- ▶第8期計画策定の「基本指針」では、以下の7つの項目について充実をはかるとされました。

- ①2025・2040年を見据えたサービス基盤、人的基盤の整備
- ②地域共生社会の実現
- ③介護予防、健康づくり施策の充実・推進（地域支援事業等の効果的な実施）
- ④有料老人ホームとサービス付き高齢者住宅に係る県・市町村間の情報連携の強化
- ⑤認知症施策推進大綱を踏まえた認知症施策の推進
- ⑥地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び業務効率化の取組の強化
- ⑦災害や感染症対策に係る体制整備

(2) 愛西市第8期介護保険事業計画・高齢者福祉計画の概要

- ▶第8期計画においては、「みんなで支え、みんなでかかわり、安心して暮らせるまち」を基本理念として掲げ、それを実現するための6つの基本目標を設定しました。

〈基本理念〉 みんなで支え、みんなでかかわり、安心して暮らせるまち	
基本目標Ⅰ	地域包括ケアシステムの推進
基本目標Ⅱ	健康づくりと生きがいづくりの推進
基本目標Ⅲ	認知症施策の推進
基本目標Ⅳ	生活支援の推進
基本目標Ⅴ	安全に安心して暮らせるまちづくりの推進
基本目標Ⅵ	介護保険事業の充実

6 第9期介護保険事業計画の基本指針のポイント（案）

国は、第9期介護保険事業計画の策定に向け、現在基本指針の見直しを行っています。令和5年7月10日に開催された社会保障審議会介護保険部会では以下のポイントについてあげられています。

1. 介護サービス基盤の計画的な整備

- ① 地域の実情に応じたサービス基盤の整備
 - ・ 中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を適切に捉えて、施設・サービス種別の変更など既存施設・事業所のあり方も含め検討し、地域の実情に応じて介護サービス基盤を計画的に確保していく必要
 - ・ 医療・介護双方のニーズを有する高齢者の増加を踏まえ、医療・介護を効率的かつ効果的に提供する体制の確保、医療・介護の連携強化が重要
 - ・ 中長期的なサービス需要の見込みをサービス提供事業者を含め、地域の関係者と共有し、サービス基盤の整備の在り方を議論することが重要
- ② 在宅サービスの充実
 - ・ 居宅要介護者の在宅生活を支えるための定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護など地域密着型サービスの更なる普及
 - ・ 居宅要介護者の様々な介護ニーズに柔軟に対応できるよう、複合的な在宅サービスの整備を推進することが重要
 - ・ 居宅要介護者を支えるための、訪問リハビリテーション等や介護老人保健施設による在宅療養支援の充実

2. 地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組

- ① 地域共生社会の実現
 - ・ 地域包括ケアシステムは地域共生社会の実現に向けた中核的な基盤となり得るものであり、制度・分野の枠や「支える側」「支えられる側」という関係を超えて、地域住民や多様な主体による介護予防や日常生活支援の取組を促進する観点から、総合事業の充実を推進
 - ・ 地域包括支援センターの業務負担軽減と質の確保、体制整備を図るとともに、重層的支援体制整備事業において属性や世代を問わない包括的な相談支援等を担うことも期待

・認知症に関する正しい知識の普及啓発により、認知症への社会の理解を深めることが重要

② デジタル技術を活用し、介護事業所間、医療・介護間での連携を円滑に進めるための医療・介護情報基盤を整備

③ 保険者機能の強化

・給付適正化事業の取組の重点化・内容の充実・見える化

3. 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び介護現場の生産性向上

・介護人材を確保するため、処遇の改善、人材育成への支援、職場環境の改善による離職防止、外国人材の受入環境整備などの取組を総合的に実施

・都道府県主導の下で生産性向上に資する様々な支援・施策を総合的に推進。介護の経営の協働化・大規模化により、人材や資源を有効に活用

・介護サービス事業者の財務状況等の見える化を推進

資料：社会保障審議会介護保険部会「基本指針の構成について」（令和5年7月10日）